

有人セルフの実現に向けた取組

セルフ水素スタンドガイドライン JPEC-TD 0004(2018)について

平成30年6月21日

燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）

セルフ水素スタンドガイドラインに基づいた保安の確保

- 平成27年の規制改革実施計画に盛り込まれた「セルフ充填の許容」について、一般財団法人石油エネルギー技術センター(JPEC)が、現行法令の下での具体的なセルフ充填の方法の検討を行い、「セルフ水素スタンドガイドライン(JPEC-TD 0004(2018))」を取りまとめた。今後、このガイドラインに沿ってセルフ水素スタンドの建設・運営を実施する。
- 事業者とドライバーの間で、ドライバーが水素充填のために実施する作業(ノズル着脱等)を行なう契約を結び、かつドライバーが作業を行うために必要な保安教育を実施するなどの条件を満たした場合にのみ、「セルフ充填(ノズル着脱等)」を実施することができる。
- 実際の水素充填はスタンドの従業者の管理のもと、ドライバーが「充填準備完了」を発信した後、充填制御プログラムに従いノズルの接続が完全であることを確認の上、通常、自動で行われる。

有人スタンド (現行)

保安監督者の管理監督



一般ドライバー

ノズル着脱等は高圧ガスの製造行為に該当する為、一般ドライバーはこれを行うことはできない

有人セルフ

保安監督者の管理監督



一般ドライバー

契約・教育等により、ノズル着脱等の作業が可能

- ドライバーの作業
- ① 静電気の除去
 - ② 容器期限の確認
 - ③ ディスペンサーからのノズルの取り外し
 - ④ ノズルの車への接続
 - ⑤ 充填準備完了指示【充填開始】
 - ⑥ 充填中の待機【充填終了】
 - ⑦ ノズルの取り外し
 - ⑧ ディスペンサーへのノズルの収納